当に涙の出る思いです。 疎化に拍車をかけるものだ」との声があります。地域の人たちの寂しさは本 保育園がスタートしました。旧中島町時代から50年余り、地域の保育園とし 園のやむなきに至りました。「次代の担い手を育てる施設をなくすことは過 て親子三代にわたり地域の子育てを担ってきましたが、最近の少子化で閉 中島地区の6つの保育園がこの3月で閉園となり、4月から統合の

世代が安心してこの地で生活し、子育てしようと思えるような環境を作る い教育を受けられるようにしなければ過疎化はますます進みます。子育て うことで成長するものです。一人ひとりの子どもがより良い環境でより良 集団の中でいろんな子どもたちとぶつかり、泣いたり笑ったりして競い合 少人数教育のメリットもありますが、子どもは成長に応じてより大き ことが人口を増やすことにつながります。

武元 ていますがなかなか止まりません。高齢 とは今大きく変わろうとしています。人 れいなままで」とあります。でも、ふるさ も変わらないで・・(中略)・・空よ海よ、き 着しません。 口減少、少子化に歯止めをかけようとし

良い教育ができないところには若者は定 旧中島町の歌に「ふるさとよ、いつまで

市長へのメール「前略、市長さん」(http://www.city.nanao.lg.jp/shicho/)では、市民のみなさんから市長へのご意見・ご質問などをお待ちしています。

ゃんのエコ生

風呂敷は、ビン・本・スイカなどさまざまな形の物を包み、 持ち運ぶことができる、日本文化から生まれた素晴らしい道具 です。風呂敷は繰り返し使うことができ、 とても環境にやさし いエコツールです。

皆さんの家にある風呂敷を普段の生活の中でも活用してみま



※七尾市快適環境づくり市民委員会では、 風呂敷の包み方講習 会を実施しています。講習会を希望される団体は、 下記までご 連絡ください。

間 環境安全課環境政策グループ

の教育のためにこの高齢者を活かさない手はありません。より良い環境を

には人生経験豊富な高齢者がたくさんいらっしゃいます。子育てや子ども

の変わらぬご支援、ご協力を重ねてお願いいたします。

生きかはり死にかはりして打つ田かな

育園の統廃合は新しいふるさとづくりの始まりでもあります。地域の方々 作り、地域ぐるみの教育実践でふるさとを元気にしなければなりません。保 の中で子どもたちに多くの感動や思い出を与えて、子どもたちをふるさと

いつまでも変わらないふるさとづくりのためには、このすばらしい環境

に愛着と誇りを持った人間に育てなければなりません。幸いなことに田舎

らしい所です。

には豊かな自然や伝統文化があり、心豊かな人間を育てる環境としてすば 化が進み、荒れた田畑が増えています。しかし過疎化で人口が減少する田舎

開催日程

2階第1会議室

00

会場:七尾市役所1階情報公開コーナー 中止になる場合があります。 00 あ

な

た

の

声」をお

聞

か

ゼ <

ださ

い

!!

ふるさとよいつまでも

見・ご提案をお待ちしております。 どなたでも申し込みできます(原則)

み多数の場合は、 前までにお願いしま お申し込みは1週 また、お申し 込 間 抽

選になります。

今月の市民相談

問 秘書広報課 ☎53-1112

3 33 42 43	P 23 333			
相談の種類	主な内容	場所	相談日	時間
行政困りごと相談 相談担当者: 行政相談委員	国・県・市などの行政機関 に対する意見や要望など	本庁市民相談室	毎月第1・第3月曜日	10:00~12:00
市民くらしの相談 相談担当者: 民生児童委員、人権擁護委員	日常生活の困りごと、 人権相談		毎月第1~第4水曜日	10:00~12:00 13:00~15:00
法 律 相 談 (予約制·先着5名) 相談担当者: 弁護士	借家・借地・金銭貸借・多重債 務・相続・離婚などの法律問題		5月1日 (金)	13:00~15:30
登記相談 (予約制·先着4名) 相談担当者:司法書士、土地家屋調査士	相続・登記・財産管理・多重 債務・土地の境界について		4月24日 (金)	13:00~15:00
消費生活相談 相談担当者:消費生活専門相談員、担当職員	悪質商法などの消費トラブル		毎週月~金曜日 ※毎週金曜日は「専門相談員」 による特設相談を開催	9:00~17:00
行政・市民くらしの相談 相談担当者: 行政相談委員、人権擁護委員	行政相談、人権相談、 日常生活の困りごと	田鶴浜市民センター、 中島市民センター、 能登島市民センター	4月20日 (月)	13:00~15:00
女性なんでも相談 相談担当者: 専門相談員	女性の悩み・DVなど (電話相談有り な 52-7830)	パトリア5階 フォーラム七尾	毎月第1~第4火・金・ 土曜日	13:00~17:00
問 ミナ. クル2階 子育て支援課 ☎ 53-8419				
結婚相談 相談担当者: 七尾市認定結婚相談員 (縁結びist)	結婚に関する相談	ミナ. クル2階 第1相談室	第2・第4火曜日	13:00~15:00
児童・ひとり親・ 女性相談 相談担当者: 担当職員	養育・家庭生活・DVなど	ミナ. クル2階 第1相談室、 各市民センター	毎週月~金曜日	9:00~17:00
問子ども教育課 ☎ 53-8434				
子育て・親育ち相談室	しつけ・不登校・学校生活など「子育て・親育ち」に関する悩み (対象:市内小中学生の保護者など)	本庁市民相談室	第1~4金曜日	9:00~12:00
問 金沢弁護士会 ☎ 076−221−0242				
七尾法律相談センター (予約制・先着5名) 相談担当者:金沢弁護士会弁護士	法律問題全般 (相談料1回5,000円)	パトリア5階 フォーラム七尾	毎週木曜日 ※相談前日の17:00までに 要電話予約	13:30~16:00 (1人30分以内)

税金を納付する方法が変わります!!

市県民税が年金から引かれます

市県民税の公的年金からの特別徴収(引 き落とし)が21年10月から始まります。

【対象となる方】

- ①65歳以上の公的年金の受給者で、市県民税の納税義務 がある方
- ②年額18万円以上の公的年金を受給している方
- ※平成21年度の納税額が発生しない方は年金からの特別徴収 は行いません。

【対象となる税額】

■厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金 **に係る所得額に応じた税額**が特別徴収の対象となります。 ※年金に係る税額は年金から徴収し、その他の所得に係る 税額 は、従来どおり普通徴収(直接納付)となります。

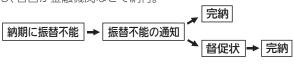
【税額の通知】

- ●特別徴収される税額などは6月に市税務課から送付する 税額決定通知書によってお知らせします。
- ※年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図るものであり、 新たな税負担はありません。
 - 問 税務課市民税グループ ☎53-8412

市税を口座振替で納付している方

口座振替日に振替ができなかった場合は、 平成21年度から「再振替」を行います。

納付書「口座振替納付の不能について(お知らせ)」を送付 し、各自が金融機関などで納付。



【新】

納期限に振替できなかった場合は、次に来る「15日」(休 業日にあたる場合は翌営業日)に再振替。

